

諸 般 の 報 告

第2回中間市議会定例会

平成29年6月6日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、3月27日、4月10日、17日、5月12日、19日、23日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成28年度12月分～2月分 |
| (2) 病院事業会計 | 平成28年度12月分～2月分 |
| (3) 水道事業会計 | 平成28年度12月分～2月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、2月23日、3月27日、4月3日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 市 民 課 | 平成26年度
平成27年度 |
| (2) こ ども 未 来 課 | 平成26年度
平成27年度 |
| (3) 財 政 課 | 平成26年度
平成27年度 |
| (4) 収 納 課 | 平成26年度
平成27年度 |

3. 地方自治法第145条第1項の規定により、平成28年度中間市一般会計継続費繰越計算書を5月23日付で市長職務代理者副市長から受領した。

4. 地方自治法第146条第2項の規定により、平成28年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成28年度中間市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を5月23日付で市長職務代理者副市長から受領した。

(意見書の提出)

平成29年3月23日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対し

それぞれ送付した。

記

- (1) 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書
- (2) 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書
- (3) オスプレイの国内からの撤去を求める意見書
- (4) カジノ解禁推進法の撤回とカジノ推進の中止を求める意見書
- (5) 「組織的犯罪処罰法改正案」（共謀罪）の撤回を求める意見書

議事日程 (第1号)

平成29年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第1号 中間市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 3 同意案第2号 中間市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 4 同意案第3号 中間市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 5 同意案第4号 中間市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 6 同意案第5号 中間市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 7 同意案第6号 中間市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 8 同意案第7号 中間市農業委員会の委員の任命について
- 日程第 9 同意案第8号 中間市農業委員会の委員の任命について
- 日程第10 同意案第9号 中間市農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 同意案第10号 中間市農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 同意案第11号 中間市農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 同意案第12号 中間市農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 同意案第13号 中間市農業委員会の委員の任命について
(日程第2～日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市市税条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第17 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(日程第15～日程第17 提案理由説明)
- 日程第18 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第19 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
(日程第18～日程第19 提案理由説明)
- 日程第20 第30号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例

(日程第20 提案理由説明・質疑・委員会付託)

日程第21 第31号議案 中間市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例

(日程第21 提案理由説明・質疑・委員会付託)

日程第22 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番 山本 慎悟君	2番 安田 明美君
3番 田口 善大君	4番 小林 信一君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 草場 満彦君	10番 中尾 淳子君
11番 堀田 英雄君	12番 佐々木晴一君
13番 植本 種實君	14番 中野 勝寛君
15番 原田 隆博君	16番 下川 俊秀君
17番 井上 太一君	18番 米満 一彦君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者副市長	後藤 哲治君		
教育長	増田 俊明君	総務部長	園田 孝君
総合政策部長	佐伯 道雄君	市民部長	小南 敏夫君
保健福祉部長	石田 浩君	建設産業部長	間野多喜治君
教育部長	田中 英敏君		
環境上下水道部長	久野 裕彦君		
市立病院事務長	貞末 孝光君	消防長	三船 時彦君
総務課長	後藤 謙治君	財政課長	田代 謙介君
企画政策課長	蔵元 洋一君	市民課長	大内 智二君
課税課長	森満 学君	健康増進課長	岩河内弘子君

土木管理課長 …… 藤田 昇君 都市整備課長 …… 白石 和也君
産業振興課長 …… 北原 鉄也君 消防総務課長 …… 加川 徹君
予防課長 …………… 林 誠志君

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君 書 記 谷山 隆二君
書 記 熊谷 浩二君 書 記 池田 恭君

議案の委員会付託表

平成29年 6月 6日

第2回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第30号議案	中間市火災予防条例の一部を改正する条例	産業消防
第31号議案	中間市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	総合政策

○議長（山本 慎悟君）

おはようございます。会議に入ります前に、皆様ご承知のように、中間市長松下俊男君が、去る5月2日にご逝去されました。つきましては、故松下市長のご冥福をお祈りいたしまして黙祷をささげたいと思います。議場の皆様、ご起立をお願いします。黙祷。

（黙祷）

○議長（山本 慎悟君）

黙祷を終わります。ご着席ください。

この際、後藤副市長より報告したい旨の申し入れがありますので、これをお受けしたいと思います。後藤副市長。

○市長職務代理者副市長（後藤 哲治君）

本日、このように松下市長の逝去の報告並びに皆様方へのお礼を申し上げる機会をいただきまして、深く感謝申し上げます。また、市長席には花を飾らせていただいております。

松下市長は、平成26年7月ごろ胸腺がんが見つかり、治療を続けながら職務についておられましたところ、体調がすぐれないため、本年2月24日から1カ月間入院し、退院後は自宅療養を続けておられました。

療養中も体調はすぐれませんでした。自宅において執務を行い、市政における諸問題などに対し担当職員と協議を行い、的確な指示を与えるなど責任感の強いところを見せておりました。

しかしながら、病状は芳しくなく、食事の量も減り、入院治療が必要と判断され、本年4月27日に入院いたしました。6日後の5月2日に容態が急変し、同日午前9時42分、不帰の人となりました。

松下市長は、初当選以来「元気な風がふくまちなかま」を都市像に、子育て支援の充実、子どもたちの学力向上のための教育及び学習の支援、教育環境の整備、暴力のない明るいまちづくり、行財政改革など、さまざまな政策に取り組み、住んでいてよかったまちづくり、住んでみたいまちづくりに尽力し、12年間の長きにわたり強い信念を持ち、職責を全ういたしました。

ここに改めて議員の皆様方にご報告申し上げますとともに、生前の松下市長へのご厚誼に対しまして厚くお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

午前10時03分開会

○議長（山本 慎悟君）

ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しております。これより平成29年第2回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してありとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（山本 慎悟君）

これより日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 6 月 8 日までの 3 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 3 日間と決しました。

日程第 2. 同意案第 1 号

日程第 3. 同意案第 2 号

日程第 4. 同意案第 3 号

日程第 5. 同意案第 4 号

日程第 6. 同意案第 5 号

日程第 7. 同意案第 6 号

日程第 8. 同意案第 7 号

日程第 9. 同意案第 8 号

日程第 10. 同意案第 9 号

日程第 11. 同意案第 10 号

日程第 12. 同意案第 11 号

日程第 13. 同意案第 12 号

日程第 14. 同意案第 13 号

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第 2、同意案第 1 号から日程第 14、同意案第 13 号までの同意案 13 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者後藤副市長。

○市長職務代理者副市長（後藤 哲治君）

同意案第 1 号から同意案第 13 号までの農業委員会の委員の任命について、提案理由を一括して申し上げます。

同意案第 1 号、本市の農業委員の任期が、本年 7 月 19 日をもちまして任期満了となります。つきましては、後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、農業委員会

の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる植本利雄氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第2号、農業委員会の後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる太田修司氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第3号、農業委員会の後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる大八木聡美氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第4号、農業委員会の後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる大八木純生氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第5号、農業委員会の後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる五郎丸岩勝氏を引き続き任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第6号、農業委員会の後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる貞末照氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第7号、農業委員会の後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる柴田功氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第8号、農業委員会の後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる嶋津和夫氏を引き続き任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第9号、農業委員会の後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる花田正則氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意案第10号、農業委員会の後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、

農業委員会の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる日高誠司氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第11号、農業委員会の後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる松本京子氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第12号、農業委員会の後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる山本清福氏を引き続き任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第13号、農業委員会の後任の委員の任命に当たり、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適正に行うことができる若山法之氏を引き続き任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、同法第10条第1項の規定により、3年となっております。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案13件は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

討論なしと認めます。

これより同意案第1号から同意案第13号までの同意案13件を順次採決いたします。議題のうち、まず、同意案第1号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。同意案第1号については、これに同意することにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第1号は同意することに決しました。
次に、同意案第2号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。同意案第2号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第2号は同意することに決しました。
次に、同意案第3号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。同意案第3号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第3号は同意することに決しました。
次に、同意案第4号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。同意案第4号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第4号は同意することに決しました。
次に、同意案第5号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。同意案第5号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第5号は同意することに決しました。
次に、同意案第6号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。同意案第6号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第6号は同意することに決しました。
次に、同意案第7号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。同意案第7号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第7号は同意することに決しました。次に、同意案第8号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。同意案第8号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第8号は同意することに決しました。次に、同意案第9号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。同意案第9号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第9号は同意することに決しました。次に、同意案第10号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。同意案第10号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第10号は同意することに決しました。次に、同意案第11号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。同意案第11号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第11号は同意することに決しました。次に、同意案第12号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。同意案第12号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第12号は同意することに決しました。

次に、同意案第13号中間市農業委員会の委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。同意案第13号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第13号は同意することに決しました。

日程第15. 承認第3号

日程第16. 承認第4号

日程第17. 承認第5号

○議長(山本 慎悟君)

次に、日程第15、承認第3号から日程第17、承認第5号までの専決処分3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者後藤副市長。

○市長職務代理者副市長(後藤 哲治君)

承認第3号、承認第4号及び承認第5号につきましては、関連がございますので、あわせてご報告申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、中間市市税条例、中間市都市計画税条例及び中間市国民健康保険税条例を改正する必要が生じましたが、同法の改正においては、施行日が本年4月1日でありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回の条例改正の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、承認第3号における市税条例の改正でございますが、まず、個人住民税の部分におきましては、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しにより、従来の控除対象配偶者の定義が同一生計配偶者に改められたため、関係する文言等の改正を行っております。

次に、軽自動車税の部分におきましては、グリーン化特例を見直し、一定の基準を満たす車両について、2年間減税を延長することといたしております。

次に、固定資産税に関する部分におきましては、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の追加及び居住用超高層建築物に係る課税の見直しを行うものでございます。

まず、わがまち特例の追加等につきましては、保育の受け皿整備促進のため、家庭的保育事業等に係る課税標準の特例措置として、当該事業の用に直接供する家屋及び償却資産の課税標準額を2分の1とするものでございます。

また、企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設し、企業主導型保育事業費補助金を受けて実施される企業主導型保育事業に供する固定資産について、当該事業の用に供した最初の5年間において、固定資産の課税標準額を2分の1にするものでございます。

さらに、市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例として、緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地について、当該市民緑地の用に供した最初の3年間、当該土地の課税標準額を3分の2とする措置を、平成31年3月31日まで講ずることとするものでございます。

また、居住用超高層建築物に係る課税の見直しにつきましては、高さが60メートルを超える建築物において、階層別専有床面積補正率を設け、取引価格が高層階になるほど高くなる現状を踏まえた、公平な専有割合を算出することとするものでございます。

次に、承認第4号における都市計画税条例の改正でございますが、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の追加を行うものでございます。

わがまち特例の追加につきましては、保育の受け皿整備促進のため、企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置を創設し、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産について、最初の5年間、課税標準額を2分の1とするものでございます。

さらに、市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例として、緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地について、当該市民緑地の用に供した最初の3年間、当該土地の課税標準額を3分の2とする措置を、平成31年3月31日まで講ずることとするものでございます。

最後に、承認第5号における国民健康保険税条例の改正でございますが、低所得の世帯に対する軽減措置の拡充を図るものでございます。

具体的には、5割軽減及び2割軽減の軽減判定基準の算出におきまして、1人当たりの加算額を、5割軽減にあつては26万5,000円を27万円に、また、2割軽減にあつては48万円を49万円に引き上げるものでございます。このことにより、5割軽減及び2割軽減を適用できる納税義務者が増加し、もって国民健康保険税の負担が軽減される方が増加することとなります。

なお、これらの条例の施行日につきましては、法律の改正に合わせ、平成29年4月1日から施行するものとし、国民健康保険税条例における軽減措置の拡充につきましては、本年度の国民健康保険税から適用することといたしております。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 慎悟君）

ただいま議題となっております専決処分3件に対する質疑は、6月8日の本会議で行い

ますので、ご了承をお願いいたします。

日程第18. 承認第6号

日程第19. 承認第7号

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第18、承認第6号及び日程第19、承認第7号の専決処分2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者後藤副市長。

○市長職務代理者副市長（後藤 哲治君）

承認第6号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

本年1月11日午後9時、本市在住の女性が、中間市道路線であります上底井野・虫生津線を歩行中、側溝のグレーチングが落ち込んでできた段差につまずいて転倒し、受傷いたしました。

この事故に係る損害につきましては、本市が加入しております損害保険会社におきまして、損害賠償の額が5万3,175円と算定されました。

本件につきましては、相手方に対し早急に治療費を賠償する必要性がありましたことから、相手方と本年4月7日付で損害賠償の額を5万3,175円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

なお、損害賠償金5万3,175円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

次に、承認第7号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

本年4月15日午後1時15分覚知の本市太賀で発生した救急事案におきまして、傷病者を介添えにて担架に収容する際に、担架が傷病者宅の壁に接触し、壁を破損いたしました。

この事故に係る損害につきましては、本市が加入している損害保険会社におきまして、損害賠償の額が9万450円と算定されました。

本件につきましては、生活の拠点である住居の破損を補修するために早急に損害を賠償する必要性がありましたことから、相手方と本年4月28日付で損害賠償の額を9万450円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

なお、損害賠償金9万450円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求め
るものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 慎悟君）

ただいま議題となっております専決処分2件に対する質疑は、6月8日の本会議で行い
ますので、ご了承をお願いいたします。

日程第20、第30号議案

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第20、第30号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を議題とい
たします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者後藤副市長。

○市長職務代理者副市長（後藤 哲治君）

第30号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げ
ます。

今回の条例改正は、防火対象物使用開始届に伴う現地調査及び違反對象物に係る公表制
度についての規定を設けるものでございます。

改正の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、防火対象物使用開始届に伴う現地調査につきましては、建築確認申請において消
防同意が必要とされる防火対象物が、無窓階判定、項判定及び収容人員判定に係る届け出
の内容どおりに完成されているかを確認するために現地調査を行うものでございます。

次に、違反對象物に係る公表制度につきましては、消防法令に関する重大な違反のある
防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表するものでございます。これ
によりまして、防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象
物の関係者による、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進するもの
でございます。

なお、施行日につきましては、防火対象物使用開始届に伴う現地調査に係るものにあっ
ては、平成29年8月1日、違反對象物に係る公表制度にあつては、福岡県が設定した実
施目標時期に合わせまして、平成30年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第30号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第21. 第31号議案

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第21、第31号議案中間市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者後藤副市長。

○市長職務代理者副市長（後藤 哲治君）

第31号議案中間市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について、提案理由を申し上げます。

市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化を目指し、申請・届け出等の行政手続について、インターネットなどの情報通信技術を利用したオンライン化が国において推進されております。

今回の条例制定は、本市におきましても同様のサービスの提供ができるよう、オンライン手続についての共通事項を定めるものでございます。

条例の主な内容といたしましては、申請・届け出等をはじめとする条例、または規則に基づく市の機関に対する手続について、これまでの書面による手続に加え、原則としてオンラインによる手続も可能とするために、必要な条例上の整備を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成29年7月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第31号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

日程第22. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 慎悟君）

これより、日程第22、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において中尾淳子さん及び中野勝寛君を指名いたします。

○議長（山本 慎悟君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 山 本 慎 悟

議 員 中 尾 淳 子

議 員 中 野 勝 寛